

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月十三日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一（三）の一部を次のように改正する。

別表第一那賀町の支所の項中「副支所長（上那賀支所の副支所長に限る。）」を削り、同表美波町の病院の項中「総看護師長 看護師長」を「総看護師長 看護師長 事務長補佐」に改め、同表板野町の老人ホームの項の次に次のように加える。

子ども家庭総合支援センター	所長
---------------	----

別表第一上板町の給食センターの項を削り、同表東みよし町の母子生活支援施設の項の次に次のように加える。

幼稚園	副園長
-----	-----

別表第二中央広域環境施設組合の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同表板野西部青少年補導センター組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。